

平成25年度 国への重点提案・要望一覧(教育庁)

No	区分	項目	要望内容	所管所属	要望頁
1	新規	子どもの地方体験交流の促進	農林漁業体験等の実施を促進するため、学習指導要領に、地方での生活体験を明確に規定	ふるさと営業課 義務教育課	1-2
2	継続	就職支援コーディネーターの配置支援	高い就職率の維持や早期離職率の減少に効果的な就職支援コーディネーターを、各地域の拠点に長期間配置	高校教育課 学校教育政策課	3-4
3	継続	公立小中学校教職員の定数改善	少人数学級の中長期的な見通しを示すとともに、計画的に義務標準法改正を行い、学級編制標準の着実な引き下げ	義務教育課 学校教育政策課	5-7
4	新規	教職大学院派遣教員の負担軽減	指導力の高い教員の育成に関して実績を上げている教職大学院への教員派遣の制度化	学校教育政策課	5-7
5	継続	英語力向上に向けた支援(授業改善)	ALTの地方公共団体による適性判断可能な制度改善、教員免許等の英語指導資格保有者の割合を向上、任用期間の延長 独自の英会話教材開発支援	高校教育課 義務教育課 学校教育政策課	5-7
6	新規	〃 (海外研修)	高校生の海外語学研修制度を創設するとともに、英語教員の海外研修制度の充実	高校教育課 義務教育課 学校教育政策課	5-7
7	新規	高校に在籍する発達障害のある生徒への支援	発達障害に関するアセスメント・相談に対応できる専門家の配置	高校教育課	5-7
8	継続	地方自治体が指定した文化財を買い取る際の譲渡所得税の軽減	国等が重要文化財を買い取る場合と同様、地方自治体が買い取る場合にも譲渡所得に対する所得税軽減	生涯学習・文化財課	8
9	新規	地域実情を反映した子ども子育て新システムの運用	乳幼児期の保育・教育に関する全国調査の実施、新システムの十分な財源の確保、「こども指針(仮称)」に関する議論を再開、幼保行政の一元化	義務教育課 学校教育政策課	9-10
10	継続	「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」との制度の一元化	【放課後児童クラブ】 特例措置の補助の継続、小学6年生まで受け入れる場合の支援	義務教育課 学校教育政策課	9-10
11	継続	耐震化の促進【学校、公民館】	【学校】 補助率引き上げ、実勢単価ベースの補助継続、起債の充当率等の地域差解消 【公民館】 補助率引き上げ	教育振興課 生涯学習・文化財課	11-13
12	継続	国体開催県における地元選手のレベルアップ支援	国体開催地をはじめとする地方での各種全国大会、上級指導員等の養成講習会の開催および支援	スポーツ保健課	14-15

平成25年度重点提案・要望書
(文部科学省)

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、我が国においては、経済のグローバル化、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の時代を迎え、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなっています。大都市圏中心の国土政策から、地方に軸足を置き、地方に活力を呼び込む政策を実施することにより、災害に強い国土づくりと日本全体の活力を高めていくことが必要です。

一方、東京電力福島第一原発事故により損なわれた原子力発電への信頼に対して、国は、あらゆる努力を払って、安全性の信頼回復に努めなければなりません。また、国のエネルギー政策に貢献し、日本経済を支えてきた本県の原子力発電所立地地域の活力を、国の責任において維持することが必要です。

本県には、豊かな自然、文化、伝統、人と人との絆やつながりなど、かけがえのない魅力があり、幸福度の高い県として評価を受けています。こうした本県の持てる力を最大限に発揮し、県民が希望を持てるふるさとづくりに全力で取り組んでいるところです。

次に掲げた事項は、いずれも、こうした本県の安全・安心の確保、都市と地方の格差解消と地方の活力の増進に必要な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年7月

福井県知事 西川 一誠

ふるさと提言事項

- 若者の地方体験交流の促進
- 地方移住の促進
- 企業の地方分散
- 「ふるさと納税」の促進
- 子育て支援体制の充実
- エイジング・イン・プレイスの推進

若者の地方体験交流の促進

文部科学省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省

1 提案

将来の地方移住に向けて、都市の若者が、地方での農林漁業体験等を通じて地方を知るための仕組みづくりとして、以下の措置を講じること。

1 大学生の地方体験交流の促進

大学の夏季休暇期間や現在検討されている秋入学における「ギャップ期間」等を利用した、都市部の大学生による地方での農林漁業体験やボランティア活動等を促進すること。

- (1) 地方と学生とのマッチングの全国的な仕組みづくりを行い、学生のサポート体制を構築すること。
- (2) 地方での体験活動を、大学が適正に評価し単位を付与するシステムを設けること。

※ギャップ期間：高校卒業から大学入学までの半年間

2 子どもの地方体験交流の促進

都市部の子どもへの「第二のふるさとづくり」として、小中学校生徒による地方での農林漁業体験等の実施を、学習指導要領に規定し促進すること。

3 地方体験交流を促進するための規制緩和

地方で農林漁業体験・ボランティア活動等を行う学生等に対する宿泊施設として、中山間地域において、個人やNPO法人が、自宅の一部や空き家を活用して民宿等を開業しようとする場合、旅館業法に基づく客室の面積要件などの規制を緩和すること。

2 現状と課題

1 大学生の地方体験交流の促進

- ・大学の秋入学を協議するため、東京大学を中心に5月7日に「教育改革推進懇話会」が設置された。

「教育改革推進懇話会」参加大学（12大学）

北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学

- ・東京大学は、5年後をめどに秋季入学への全面移行を目指すとしている。
- ・政府は平成24年2月から「グローバル人材育成会議（座長 国家戦略相）」において、秋入学の導入をグローバル人材育成に有効と評価しながら、公務員制度との関係や、ギャップ期間の取り扱い等の課題について検討中

2 子どもの地方体験交流の促進

- ・親世代から都市の出身者が増加しており、かつての「里帰り」等を通じた家庭での地方体験が不足している現状では、学校での地方体験を作り出すことが必要
- ・農林水産省等の「農村活性化プログラム」において、夏季休暇中等に都市部の小中学生による1週間程度の農村生活体験への支援が行われており、こうした取組を促進することが必要
- ・現行の学習指導要領では、集団宿泊行事のあり方について規定されているが、地方での生活体験を明確に規定することを提案

3 地方体験交流を促進するための規制緩和

- ・農林漁業者が農林漁業の体験民宿を営む場合、客室面積や消防用設備の設置に関して規制緩和が実施されている。
許可条件
 - ・旅館業法の客室要件 33㎡以上
 - ・消防法上の消防用設備 誘導灯等の設置が必要

3 担当部署

総務部大学・私学振興課、観光営業部ふるさと営業課、
農林水産部農林水産振興課、健康福祉部医薬食品・衛生課、教育庁義務教育課

重点事項

- 産業・雇用
- 農林水産業
- 教育
- 文化
- 医療・福祉
- 安全・安心
- 運輸
- 環境・エネルギー
- 国体

産業・雇用

経済産業省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、農林水産省

1 提案

1 中小企業者の資金繰り支援

金融円滑化法の終了を見据えて、中小企業者の資金繰りに支障が生じないように以下の措置を講じること。

- (1) 中小企業者の資金繰りに支障が生じないように、セーフティネット保証（5号）制度の全業種指定を継続すること。
- (2) 厳しい状況が続く小規模事業者の資金繰りを支援するため、マル経融資の金利を引き下げること。

2 未活用の商業用地の流動化

不動産の所有と利用の分離を促進し、商業地の未活用不動産の流動化につながるシステムを構築すること。

- (1) まちづくり会社等が行う、定期借地権を活用した計画的なテナント誘致について、不動産の所有者に対する固定資産税を減免する場合には、その減収分を地方交付税措置する制度を創設すること。
- (2) まちづくり会社等に不動産を譲渡した場合は、譲渡所得の特別控除を適用すること。
- (3) まちづくり会社等が、計画的なテナント誘致に必要な財源を調達するため、商業地再生ファンド設立の支援を行うこと。

3 雇用対策

- (1) 緊急雇用対策として行ってきた「重点分野雇用創出事業」を平成25年度以降も継続実施すること。
- (2) 継続的に雇用し、正規雇用につなげるための雇用基金事業を、新たに創設すること。
- (3) 若者の就業支援策として、学生や生徒の就業にきめ細かく対応する就職支援コーディネーターの高校等への配置を支援すること。

4 国発注事業における県内事業者への発注促進

工事の発注に当たっては、県内事業者の受注機会の増大および早期発注を進めること。

2 現状と課題

1 中小企業者の資金繰り支援

- ・セーフティネット保証（5号）は、平成24年10月以降に指定業種が見直される予定であるが、厳しい状況にある中小企業者の資金繰りを支援するためには、全業種指定の継続が必要。
- ・厳しい経済状況の中、小規模な企業ほど資金繰りに苦しんでいる。
- ・本県では、全国に先駆けてマル経融資の利子補給を実施した結果、県内の商工会所・商工会では、マル経融資をきっかけに経営相談を強化し、経営改善に繋げている。

2 商店街等の商業用地の機能強化

- ・商業地の空き店舗を解消しようとしても土地・建物の所有者の権限が強いため、次の出店につながらない事例が増加。
- ・まちづくり会社等が事業主体となれば、商業地の効果的な店舗配置が可能。
- ・まちづくり会社等が事業実施に当たり不足する財源は会社負担となっているが、財政基盤が十分ではなく、借入をするにも個人保証を余儀なくされている。

3 雇用対策

- ・長期雇用および正規採用に向けた「ふるさと雇用再生特別基金事業」は平成24年3月末で事業終了。
 - ・短期雇用を対象とする「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に基づく事業も、平成25年3月末までの雇用者が対象。
 - ・一方、円高の長期化や原油高など景気の先行きが不透明であり、今後の雇用情勢の悪化が懸念されることから、長期継続雇用につながる基金事業の創設が必要。
 - ・次代を担う高校生等の就職支援は、退職を迎えた企業の採用担当者や熟練技術者等の産業人材活用策としても有用。
- ※本県では就職支援コーディネーターに緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して実施しているが、制度化し、今後とも恒常的に実施することが必要。

4 国発注事業における県内事業者への発注促進

- ・中部縦貫自動車道の県境までの新規事業化の決定がされるなど、今後、県内における国発注工事量は増加が見込まれるが、現在の国発注工事の県内建設業者の受注率は4割～5割程度となっており、一層、地域経済の活性化を図るため受注率を高める必要がある。

	平成23年度	平成22年度
国土交通省	49% (79億/162億)	50% (45億/90億)
農林水産省	24% (9億/38億)	39% (16億/41億)

(福井県集計)

3 担当部署

産業労働部商業振興・金融課、労働政策課、土木部土木管理課
農林水産部農村振興課、教育庁高校教育課

1 提 案

1 教育体制の充実

(1) 公立学校の学級編制標準の見直し

地方が混乱なく少人数学級を推進するため、中長期的な教職員定数改善の見通しを示すとともに、計画的に法改正を行い、学級編制の標準を着実に引き下げることに。

また、加配教員数を維持し、地方公共団体の実情に応じた独自の少人数学級を支援すること。

(2) 「学校拠点方式」による教職大学院派遣の制度化

指導力の高い教員の育成に関して実績を上げている「学校拠点方式」による教職大学院の教員派遣を国において制度化すること。

2 教育内容の充実

(1) 英語教育

① A L T の資質向上

J E T プログラム A L T による T T (ティームティーチング) 指導の効果を高めるため、次の措置を講ずること。

- ・ A L T の任用に当たり、地方公共団体による面接の導入など A L T の適性を判断して採用できる制度に改善すること。
- ・ A L T の英語指導資格保有者の割合を高めること。
- ・ 最大任用期間を延長すること。
- ・ 小中学校における A L T の支援対象を拡充すること

② 独自の英会話教材開発支援

小中学校および高校における、英語の音声教材開発や英会話番組等の授業への導入に対して支援すること。

③ 海外への語学研修

高校生の海外語学研修制度を創設するとともに、英語教員の海外研修制度を充実すること。

(2) 高校に在籍する発達障害のある生徒への支援

高校に在籍する発達障害のある生徒への支援を充実させるため、発達障害に関するアセスメント・相談に対応できる専門家を配置する制度を創設すること。

2 現状と課題

1 教育体制の充実

(1) 公立学校の学級編制標準の見直し

学年		国の学級編制標準	福井県の学級編制基準 (新笑顔プラン)		24年度実施内容
小学校	1年	35人	35人	非常勤講師の配置 ボランティアの導入	非常勤講師 112人
	2年	40人	40人		
	3、4年		40人	T・T、少人数指導の 強化	
	5、6年		36人		
中学校	1年		30人	32人	教員加配 452人 うち (国) 308人 (県) 144人
	2、3年				

- ・平成22年度に文部科学省が策定した定数改善計画を実現するためには、法改正による小学2年生の恒久的な35人学級および小学3年生以上の学年の少人数学級を計画的に進めていくことが必要
- ・少人数学級編成の見通しが立たなければ、本来計画的に実施すべき教員採用計画にも影響
- ・習熟度別指導やチームティーチング、少人数指導に加配教員を活用しており、少人数学級が進んでも加配教員の維持は不可欠

(2) 「学校拠点方式」による教職大学院派遣の制度化

- ・福井大学教職大学院は、学校現場を離れることなく勤務している学校において、その学校が直面している課題等を他の教員と一緒に研究を進め、大学教員が訪問指導を行う「学校拠点方式」を採用。本県と同大学院は協働して毎年教員派遣を実施。

【参考】派遣教員数

平成20年度	15名	平成23年度	15名
平成21年度	24名	平成24年度	13名
平成22年度	15名		

- ・「学校拠点方式」方式は、学校現場において具体的な課題を題材とし、実践的な指導力を身につけることができる全国をリードする取組み。
- ・中央教育審議会の「教員の資質能力向上特別部会 基本制度ワーキンググループ」からも、学校を大学院の実習・学修の拠点とするこの取組みは、教員の力量形成に成果を上げていることが報告されており、全国的な展開が必要
- ・全国的に「学校拠点方式」を拡大させるためには、国が費用負担を軽減する制度(助成や減免)を設けることが必要

【参考】派遣教員負担額 約135万円(2年間)

2 教育内容の充実

(1) 英語教育

- ・ A L Tによる指導効果を高めるためには、A L Tが教員免許やT E F L（英語が母語でない人への英語教授法の資格）を取得することが有効。
- ・ 最大任用期間を現在の5年以上とすることで、経験豊かで意欲のある優秀なA L Tを確保することが必要
- ・ 小中学校へのA L T配置は市町に地方交付税措置されているものの、J E Tプログラムでの雇用に限られており、それ以外の雇用に対しては措置されていない。
- ・ NHKの「基礎英語」等の番組は、英語を聞く能力や、話す能力を高める教材として有効
- ・ 高校生の英語力を高めるには、生きた英語に接することが必要。教員の授業力を強化するには、英語による指導方法の修得などが必要

(2) 高校に在籍する発達障害のある生徒への支援

- ・ 本県では、「発達障害児教育推進チーム」を設置。児童・生徒に対して就学前から卒業まで一貫指導・支援を行う教育体制づくりを推進。
- ・ 小中学校期においては、特別支援教育センター等の学校巡回指導や相談が、特別支援教育の体制づくりに貢献。
- ・ 高校においては発達障害が顕在化しにくいことから、高校に発達障害に関するアセスメント・相談に対応できる専門家を各拠点に配置し、支援体制づくりを進めることが必要。

【発達障害のある児童生徒の全児童生徒に占める比率】

小学校	5.4%	(2,459人/45,491人)	(平成23年度)
中学校	3.7%	(872人/23,719人)	(平成23年度)
高等学校	2.3%	(420人/18,366人)	(平成20年度)

【発達障害の相談受理数】 (平成23年度)

小学校	1,270件	1,270人/45,419人	(2.8%)
中学校	349件	349人/24,448人	(1.4%)
高等学校	47件	47人/23,751人	(0.2%)

() は全児童生徒数に占める相談受理数の割合

3 担当部署

教育庁学校教育政策課、高校教育課、義務教育課

文 化

文部科学省、財務省

1 提 案

1 ユネスコ無形文化遺産への早期提案

本県の重要無形民俗文化財について、その知名度をさらに高め、将来への継承を図るため、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への記載を早期に提案すること。

2 地方の文化財の流出阻止のための税制見直し

地方で守られてきた文化財の流出を防ぎ、当該文化財の由来する地方の宝として継承していくため、以下の措置を講じること。

地方自治体により文化財として指定された美術工芸品を地方自治体がい取りする場合、国や地方自治体等が重要文化財をい取りする場合などと同様に、譲渡所得に対する所得税の課税について軽減すること。

2 現状と課題

1 ユネスコ無形文化遺産への早期提案

- ・本県の「水海の田楽能舞」「睦月神事」は全国でも最も早い時期に重要無形民俗文化財指定を受けており、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への早期記載の提案を求める。

○本県における重要無形民俗文化財

名称	管理者	指定年
水海の田楽能舞	水海の田楽能舞保存会	S51
睦月神事	加茂神社睦月神事保存会	S53
敦賀西町の綱引き	夷子大黒綱引保存会	S61
越前万歳	越前万歳保存会	H 7
糸崎の仏舞	仏舞保存会	H16

2 地方の文化財の流出阻止のための税制見直し

- ・重要文化財を国または地方自治体等に譲渡した場合の譲渡所得は非課税。
- ・県指定有形文化財を譲渡した場合、優遇措置がなく、不利な状況
- ・近年の景気低迷の長期化などから、地方自治体が指定する文化財が転売により県外へ流出する事例が全国で見られ、本県においても同様の事例の発生を危惧。

3 担当部署

観光営業部文化振興課、教育庁生涯学習・文化財課

医療・福祉

厚生労働省、文部科学省、内閣府

1 提案

1 地域の実情を反映した「新たな子ども・子育て支援」の推進

(1) 全国の実態把握

地域の実情を十分反映するため、乳幼児期の保育・教育に関する全国調査を実施すること。

(2) 地方への財源配分

「新たな子ども・子育て支援」の財源配分は、待機児童の解消など都市型課題の解決に傾斜することなく、保育所・幼稚園・認定こども園の人員配置基準の引き上げなど、地方における教育・保育内容の水準向上のために十分な財源を確保するとともに、制度設計に当たり地方と十分に協議すること。

(3) 教育・保育内容の明示

国の基本方針に関する議論を再開し、「新たな子ども・子育て支援」として目指す教育・保育内容を早期に示すこと。

(4) 国の幼保行政の一元化

国において、組織の統合、研修体系を含む施行体制の一体化など幼保行政の一元化を実現すること。

2 妊婦健診公費負担の継続

妊婦健康診査に係る公費負担の財源措置について、平成25年度以降も継続すること。

3 「子ども教室」と「児童クラブ」の制度充実

(1) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の制度を一元化し、全ての子どもが安心して放課後を過ごせる環境を整えること。

(2) 特例措置である開所日数200日以上に対する補助を継続するとともに、開所日数に応じた加算措置を設けること。また、放課後児童クラブが小学6年生まで受入れる場合に、支援措置を講じること

4 家族の日フォーラムの本県開催

家族や地域の大切さについて理解を深める「子ども・子育て支援『家族の日』フォーラム」を平成25年度に福井県において開催すること

2 現状と課題

- 1 地域の実情を反映した「新たな子ども・子育て支援」の推進
 - ・「新たな子ども・子育て支援」として、都市部の待機児童の解消が注目を集める中、地方の保育、幼児教育の向上のための施策が明らかにされることが新たな仕組みへの理解を広げる鍵。
 - ・ワーキングチームでのこども指針（仮称）の検討は昨年6月以降中断しており、新たな仕組みにおける乳幼児期の保育・教育内容の向上策について、具体の検討を早期に再開することが必要。
 - ・国は子ども家庭省の早期設置を見送るが、交付金等の一元化に伴い、地方自治体では国に先行して幼保行政の一元化が求められる状況。
 - ・新たな仕組みの基本制度でも職員配置の充実、質の確保・向上が図られた教育・保育を提供するために必要な水準の費用算定が上げられている。

職員配置基準	(保育所)	(幼稚園)
1・2歳児	6 : 1	
3歳児	20 : 1	1学級 35人
4・5歳児	30 : 1	

- 2 妊婦健診公費負担の継続
 - ・国は平成23年度の補正予算で妊婦健康診査支援基金を積み増し公費負担を継続することとしたが、平成24年度末までの1年間の延長としている。
 - ・妊婦および胎児の健康を維持するためには、妊婦の経済的負担を軽減し、妊婦が安心して必要な回数の妊婦健診が受けられるようにすることが必要。
- 3 「子ども教室」と「児童クラブ」の制度充実
 - ・現制度では、家庭環境（留守家庭かどうか）により利用が制限
 - ・放課後児童クラブの補助を受けるには、年間250日以上開所することが必要
(現在は特例措置で年間200日以上日開所となっている。)
 - ・本県で実施しているクラブのうち、特例措置対象となる250日未満開所のクラブは7か所
 - ・本県では学年が異なる児童が一緒に遊ぶ中で、自主性や協調性が培われることを目的に、おおむね小学校3年生までを対象としている「放課後児童クラブ」において、小学校6年生までの受け入れが進むよう独自の支援制度を実施
- 4 家族の日フォーラムの本県開催
 - ・内閣府が平成22年度から開催
 - 平成23年度 新潟県開催 (H23. 11. 20 (日))
 - 平成22年度 秋田県開催 (H22. 11. 21 (日))
 - (H19～H21) 子育てを考える「家族・地域のきずな」フォーラム
 - H19：富山、茨城、静岡、高知
 - H20：奈良、岐阜、福島、長崎
 - H21：福井、岩手、盛岡

3 担当部署

健康福祉部子ども家庭課、健康増進課、教育庁義務教育課

安全・安心

内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、国土交通省、厚生労働省

1 提案

1 日本海側の地震・津波の研究

日本海側における地震・津波の調査研究を確実に推進し、その影響評価について早急に示すこと。

2 耐震化の促進

耐震化すべき全ての施設について、 I_s 値（耐震指標）が比較的高い施設も、低い施設と同様の補助率に引き上げ、耐震化を促進すること。

(1) 公立学校施設（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）

①実勢単価ベースでの補助を継続すること。

②学校教育施設の耐震工事に対する起債の充当率および交付税措置の地域差を解消すること。

(2) 私立学校施設（幼稚園・高校）

①補強工事に対する補助率の引上げを継続すること。

②高校の改築も補助対象とすること。

(3) 私立保育所

安心こども基金終了後も十分な予算を確保すること。

(4) 公民館等公共施設

公民館は避難所として活用されることも多く、耐震化を促進するため、補助率を引上げること。

(5) 木造住宅

木造住宅の耐震化を促進するため、補助対象額を引き上げるなど、個人の負担軽減を図ること。

(6) 水道施設

ライフライン機能強化等事業の採択基準の緩和および補助率の引上げを図ること。

3 老朽化した空き家対策

(1) 老朽化した空き家の除却のための法整備

適切な維持管理がなされず廃墟となった空き家について、所有者に対する管理責任を明確にし、除却などの行政処分を行う上での根拠となる法の整備を行うこと。

(2) 空き家再生等推進事業の促進

社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業」について、対象地域の要件緩和を平成25年度以降も実施するとともに、除却事業については、対象を全地域とすること。

2 現状と課題

1 日本海側の地震・津波の研究

- ・国（文部科学省（地震調査研究推進本部）、内閣府）においては、南海トラフ等太平洋側を中心とした地震、津波の調査研究が進められている。
- ・日本海側については、国の地震、津波調査の空白地帯となっている。このため、日本海側において発生しうる地震・津波の調査研究、日本海も含めた我が国周辺の海底断層に関する調査について、平成25年度から着手する予定と文部科学大臣が発言（6月16日）。
- ・日本海側での地震・津波の調査研究を確実に実施し、その影響評価について早急に示すことが必要。

2 耐震化の促進

(1) 公立学校施設

- ・本県の学校教育施設の耐震化率は8割程度で、216棟が補強工事が必要。
公立幼稚園施設（75.9%）公立小中学校（81.4%）、県立高校（84.7%）
- ・先の大震災では、耐震指標（Is値）等が比較的高いとされた学校も被災しており、耐震指標の高い施設も含めて耐震化の対象となる全ての学校教育施設の耐震化が必要。

公立幼・小・中学校の補強工事の補助率

Is値0.3未満の建物 2/3

Is値0.3以上の建物 1/2（但し、公立幼稚園・特別支援学校は1/3）

※いずれも地震防災対策特別措置法に基づく特別措置（原則は、1/3）

補強工事の交付税措置等に地域格差あり。

地方債充当率 90%（地震防災対策強化地域）

75%（その他地域）

地方債元利償還金の交付税措置 66.6%（地震防災対策強化地域）

50%（その他）

(2) 私立学校施設（幼稚園・高校）

- ・私立学校施設の耐震化率 私立幼稚園（76%）、私立高校（72%）〔H24.3月末〕
- ・Is値0.3未満の補強工事の暫定的な引き上げ措置（国庫1/3→1/2）は、平成24年度末までの措置。
- ・国は、平成23年度第三次補正、平成24年度予算において私立学校の耐震化予算を大幅に増加させたが、学校法人の経営計画の中で、平成25年度以降に耐震化を予定している学校があり、同措置の継続が必要。
- ・建物の老朽化から、補強工事より改築を選択する学校があるが、私立学校のうち、改築工事が補助対象となっているのは幼稚園のみで、高校については、対象外。

(3) 私立保育所

- ・安心子ども基金は平成24年度までの措置

(4) 公民館等公共施設

- ・避難場所に指定されている県内161の公民館のうち、50の公民館(約30%)は耐震補強工事が必要。

【参考】国の現行制度

- ・公共施設等耐震化事業(消防庁)
大規模災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化を促進するための財政支援措置
防災対策事業債・・・事業費の90%
交付税措置・・・元利償還金の50%(地方の実質的負担55%)
- ・住宅・建築物耐震改修事業(国土交通省)
地域防災計画に位置付けられ又は位置付けられる予定の避難所等建築物に対する補助
地方公共団体実施・・・補助率 国1/3(地方の実質的負担2/3)

(5) 木造住宅

- ・耐震改修には多額の費用が必要(平均工事費用 約220万円)
- ・国の補助制度(住宅・建築物安全ストック形成事業)
補助率:23%(国11.5% 地方公共団体11.5%)、補助限度額:800千円/戸

(6) 水道施設

- ・本県の水道施設(基幹管路)の耐震化率27.1%【全国平均31.0%】
- ・22年度から、老朽管更新事業等の採択下限である「資本単価」が70円/m³→90円/m³に引き上げられ、4市町は採択外。(福井市、敦賀市、坂井市、永平寺町)

3 老朽化した空き家対策

(1) 老朽化した空き家の除却のための法整備

- ・廃墟となった空き家については、景観や治安を損なうだけでなく、地震等による倒壊により周辺住環境に危険を及ぼす恐れがある。
- ・建築基準法には、「著しく保安上危険な建物」について、撤去命令や代執行の規定はあるが、危険の範囲や具体的な手続きが明確に示されていない。

(2) 空き家再生等推進事業の促進

空き家再生等推進事業の概要

・【活用事業】

内 容: 空き家住宅および空き建築物を、居住環境の整備改善および地域の活性化に資する宿泊施設、交流施設等の用途に供するため、当該住宅の取得(用地費を除く)、移転、増築、改築等を行う。

対象地域: 産炭等地域または過疎地域(平成25年度までは全国が対象)

・【除却事業】

内 容: 不良住宅、空き家住宅の除却を行う。

対象地域: 産炭等地域または過疎地域

平成25年度までは、平成17年の国勢調査の市町村人口が平成12年の国勢調査の市町村人口より減少している市町村の区域(平成25年度まで)

福井県実績: 11件(H20~23 越前町)

3 担当部署

安全環境部危機対策・防災課、教育庁教育振興課、生涯学習・文化財課
総務部大学・私学振興課、土木部建築住宅課、健康福祉部子ども家庭課、医薬食品・衛生課

国体

文部科学省

1 提案

1 国体の開催県への財政的な支援

大会運営費、施設整備費に対する支援を充実させること。
本大会に対するスポーツ振興くじ（toto）助成による支援を実施すること。

2 新しい形での国体の実現

開催県が主体的な運営を行えるよう、開・閉会式の見直しや施設基準の弾力的な運用などの検討を進めること。

また、開催地の都道府県内に適当な施設がなく、競技会場の選定が難しい競技については、会場地のローテーション化や競技会場の固定化の検討を進めること。

魅力ある国体とするため、参加年齢の引き下げや競技方法の標準化などについて、共同主催者3者（文部科学省、（公財）日本体育協会、開催県）による検討を進めること。

3 国体開催県における地元選手のレベルアップ支援

地方においても国内最高レベルの競技を身近に感じる機会を増やすために、国において、（公財）日本体育協会（中央競技団体）等に、国体開催地をはじめとする地方での各種全国大会等の開催を働きかけるとともに、大会開催への支援を行うこと。

国体開催を地方のスポーツ振興の中核となる人材育成につなげるために、国において、（公財）日本体育協会が行う各競技団体の指導者育成のための講習会の地方開催の指導および支援を行うこと。

2 現状と課題

1 国体の開催県への財政的な支援

- ・国体への関心の低下や開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化。
- ・冬季大会については、財政的負担の大きさなどから開催地決定が困難になったため、スポーツ振興くじ（toto）助成による支援が既に実施されているが、本大会については対象外。

2 新しい形での国体の実現

- ・国体開催に関する事項は、（公財）日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の自主性・独自性が十分に発揮しにくい状況である。

3 国体開催県における地元選手のレベルアップ支援

- ・国内最高レベルの競技会は中央で多く開催されており、地方では高い競技レベルの大会を直に「見る」機会は少ない。
- ・（公財）日本体育協会公認の上級指導員等の養成講習会は都市部での開催が多く、地方からの受講は費用的にも、時間的にも負担が大きいため、地方での講習会開催およびその支援が必要。

3 担当部署

総務部新国体推進課、教育庁スポーツ保健課